

第23期 定時株主総会 招集ご通知

2021年3月1日から2022年2月28日まで

■日時

2022年5月26日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

■場所

東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル
地下2階 ポールルーム

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご出席の株主の皆様には株主総会会場内にてマスク着用等をお願いする場合がございます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
https://www.baroque-global.com/jp/ir/library/shareholder_meeting/

目次

第23期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役8名選任の件 （提供書面）	
事業報告	18
連結計算書類	37
計算書類	40
監査報告書	43

株式会社バロックジャパンリミテッド

証券コード：3548

株 主 各 位

東京都目黒区青葉台四丁目7番7号
株式会社バロックジャパンリミテッド
代表取締役社長 村 井 博 之

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使する事ができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂き、2022年5月25日（水曜日）午後7時までにご議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

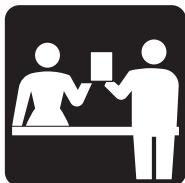
1. 日 時 2022年5月26日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル
地下2階 ボールルーム
3. 目的事項
報告事項 1. 第23期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださるようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.baroque-global.com/jp/ir>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.baroque-global.com/jp/ir>）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

当日ご出席頂ける場合



株主総会日時

2022年5月26日（木曜日）午前10時開催
（受付開始午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、紙資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席頂けない場合



郵送によるご行使

行使期限

2022年5月25日（水曜日）午後7時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等によるご行使

行使期限

2022年5月25日（水曜日）午後7時まで

詳細は次ページをご覧ください。

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスして頂き、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしません。

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をお読み取り頂く事により、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



「スマート行使」によるご行使

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

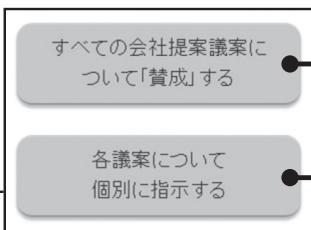
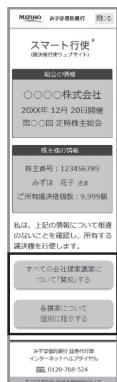
1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

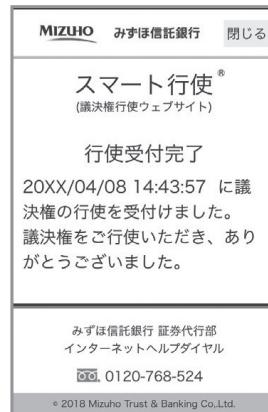


2 議決権行使方法を選ぶ

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



❗ 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。
議決権行使後に賛否を修正される場合は、次ページ「インターネットによるご行使」の方法により再度ご行使いただく必要があります。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください



議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

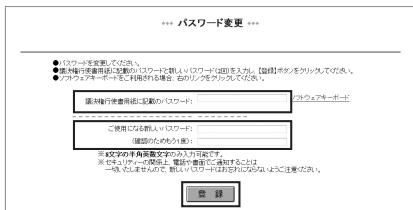
■「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください



■「議決権行使コード」*を入力し、「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください



■「初期パスワード」*を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
 ■「登録」をクリック

*「議決権行使コード」「初期パスワード」は、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載されています。
 *インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
 インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用頂けない場合があります。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

「スマート行使」議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関するお問い合わせ先

<議決権行使に関する事項以外のご照会>

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
 ☎0120-768-524 (受付時間：年末年始除く午前9時～午後9時)

みずほ信託銀行 証券代行部
 株主さま専用コールセンターご照会ダイヤル
 ☎0120-288-324 (受付時間：平日午前9時～午後5時)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJ が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使頂けます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行される事に伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定める事が義務付けられる事から、変更案第14条第1項を新設するものであります。
- (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定する事ができるようにするため、変更案第14条第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線部変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第14条（株主総会参考書類等の電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有するものとする。 3 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役全員（8名）が任期満了となりますので、新たに取締役8名の選任をお願い致したいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名		当社における地位及び担当
1	むら い ひろ ゆき 村 井 博 之	再 任	代表取締役社長 最高経営責任者
2	ふか さわ あき ひと 深 澤 哲 人	再 任	取締役副社長 第一ユニット長 EC事業本部長 SCM改革タスクフォース
3	はやし のぶ ひで 林 信 秀	再 任 社外取締役 独立役員	社外取締役
4	シェン ファン 盛 放	再 任 社外取締役	社外取締役
5	フ シャオ リン 胡 曉 玲	再 任 社外取締役	社外取締役
6	しの ざわ きょう すけ 篠 沢 恭 助	再 任 社外取締役 独立役員	社外取締役
7	はま くに ひさ 濱 邦 久	再 任 社外取締役 独立役員	社外取締役
8	チョウ オウ ナン 張 桜 楠	再 任 社外取締役	社外取締役

候補者
番号

1

むら い ひろ ゆき
村 井 博 之

再任

生年月日 1961年7月26日

所有する当社の株式の数 1,048,100株

取締役在任年数：14年3ヵ月

取締役会への出席状況：15/15回（100%）

(本総会終結時)

略歴並びに当社における地位及び担当

1985年8月 キヤノン株式会社 入社
 1994年4月 KAI LUNG CONSULTANTS LIMITED 社長
 1995年4月 CENTURY GROW LIMITED 社長
 1997年7月 株式会社日本エアシステム（現 日本航空株式会社）香港現地法人 社長
 株式会社JASトレーディング（現 株式会社JALUX）香港現地法人 社長
 2006年10月 株式会社フェイクデリックホールディングス 代表取締役会長
 2007年1月 BAROQUE HK LIMITED 取締役 Managing Director
 2007年4月 株式会社フェイクデリックホールディングス 代表取締役会長 兼 社長
 株式会社バロックジャパンリミテッド（旧BJL）代表取締役会長
 2008年2月 当社 代表取締役社長 最高経営責任者
 2009年5月 巴罗克（上海）貿易有限公司 代表取締役（現任）
 2013年5月 当社 代表取締役社長 最高経営責任者 兼 最高執行責任者
 2013年9月 BAROQUE CHINA LIMITED 取締役 Managing Director（現任）
 BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役（現任）
 巴罗克（上海）服饰有限公司 取締役（現任）
 2013年11月 巴罗克（上海）企业发展有限公司 代表取締役（現任）
 2014年2月 当社 代表取締役社長 最高経営責任者（現任）
 FRAME LIMITED 取締役 Managing Director（現任）
 2015年2月 BAROQUE HK LIMITED 取締役 Chairman（現任）
 2016年4月 BAROQUE USA LIMITED 取締役（現任）

重要な兼職の状況

BAROQUE HK LIMITED 取締役 Chairman
 巴罗克（上海）貿易有限公司 代表取締役
 BAROQUE CHINA LIMITED 取締役 Managing Director
 BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役
 巴罗克（上海）服饰有限公司 取締役
 巴罗克（上海）企业发展有限公司 代表取締役
 FRAME LIMITED 取締役 Managing Director
 BAROQUE USA LIMITED 取締役

取締役候補者とした理由

村井博之氏は、中国を始めとするグローバルビジネスにおける豊富な知見を有しており、当社の代表に就任して以降、グローバルSPA事業の拡大に注力し、当社グループを牽引してきました。その実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

ふか さわ あき ひと
深 澤 哲 人

再任

生年月日 1975年1月21日

所有する当社の株式の数 128,000株

取締役在任年数：4年1ヵ月

(本総会終結時)

取締役会への出席状況：15/15回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

2001年3月 株式会社フェイクデリック 入社
2005年3月 株式会社ジャックポットプロダクション 代表取締役
2008年2月 株式会社バロックジャパンリミテッド 執行役員 SHELLTTER事業部長
2011年4月 当社 上席執行役員 SHELLTTER事業本部長 SHELLTTER事業部長
2014年1月 当社 上席執行役員 アウトレット・卸事業部長 海外事業部長
2015年7月 当社 上席執行役員 海外事業部長 営業統括本部副本部長
2016年4月 BAROQUE USA LIMITED 取締役 (現任)
2017年5月 当社 常務執行役員 第二ユニット長 兼 海外事業部長
2018年2月 当社 常務執行役員 グローバル事業本部長
2018年4月 当社 取締役 常務執行役員 グローバル事業本部長
2019年3月 当社 取締役 常務執行役員 営業統括本部長
2019年5月 当社 取締役副社長 (現任)
営業統括本部長
2021年3月 当社 第一ユニット長 (現任)
2022年3月 当社 EC事業本部長 (現任)
2022年4月 当社 SCM改革タスクフォース (現任)

重要な兼職の状況

BAROQUE USA LIMITED 取締役

取締役候補者とした理由

深澤哲人氏は、長期にわたり、ファッション業界に携わり、主に当社の国内外のアパレル事業の推進をになつて参りました。今までの経緯及び実績を活かして、当社の目指すグローバルビジネスの牽引役として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

はやし
林のぶ
信ひで
秀

再任

社外取締役

独立役員

生年月日 1957年3月27日

所有する当社の株式の数 0株

取締役在任年数：3年（本総会終結時）

取締役会への出席状況：15/15回（100%）

略歴並びに当社における地位及び担当

1980年4月	株式会社富士銀行 入行
2007年4月	株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員 営業第十三部長
2009年4月	同行 常務執行役員 営業担当役員
2011年6月	同行 常務取締役 インターナショナルバンキングユニット統括役員
2013年4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 副社長執行役員 国際ユニット担当副社長 株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員 MHCBI国際ユニット連携担当副頭取 株式会社みずほコーポレート銀行 取締役副頭取 国際ユニット担当副頭取
2013年6月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役副社長 国際ユニット担当副社長
2013年7月	株式会社みずほ銀行 取締役副頭取 国際ユニット担当副頭取
2014年4月	同行 取締役頭取
2017年4月	同行 取締役会長
2019年3月	花王株式会社 社外取締役（現任）
2019年4月	株式会社みずほ銀行 常任顧問（現任）
2019年5月	当社 社外取締役（現任）
2019年6月	株式会社JTBC 社外監査役（現任）
2020年6月	東武鉄道株式会社 社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行 常任顧問
花王株式会社 社外取締役
株式会社JTBC 社外監査役
東武鉄道株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

林信秀氏は、長年にわたる大手金融機関での金融・財務分野に関する国際的な経験、並びに、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。

同氏には、当社の持続的成長と企業価値向上のため、特にグローバル事業の発展及び財務業務戦略の観点から、経営監督機能の強化にご尽力頂く事を期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

同氏は、当社の指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。

候補者
番号

4

シェン
盛

ファン
放

再任
社外取締役

生年月日 1972年11月11日

取締役在任年数：8年9ヵ月

(本総会終結時)

所有する当社の株式の数 0株

取締役会への出席状況：14/15回 (93%)

略歴並びに当社における地位及び担当

1993年11月 Gulf Semiconductor Ltd., Shanghai Office
2005年11月 Belle International Holdings Limited, Regional Manager
2007年5月 同社 Group SVP & Head of Eastern China Region
2011年5月 同社 Executive Director (現任)
2011年12月 Smile Charity Foundation, Deputy Chairman (現任)
2013年4月 Tongji University, Adjunct Professor of Innovation and Entrepreneurship
2013年8月 当社 社外取締役 (現任)
2013年9月 BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役 (現任)
バロク (上海) 服饰有限公司 代表取締役 (現任)
2013年11月 巴罗克 (上海) 企业发展有限公司 取締役 (現任)
2019年6月 Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director (現任)
2022年2月 Belle Fashion Group, Executive Director & CEO (現任)

重要な兼職の状況

Belle International Holdings Limited, Executive Director
Smile Charity Foundation, Deputy Chairman
BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役
巴罗克 (上海) 服饰有限公司 代表取締役
巴罗克 (上海) 企业发展有限公司 取締役
Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director
Belle Fashion Group, Executive Director & CEO

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

盛放氏は、中国において企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識を有しております。
同氏には、当社の戦略的事業パートナーであるBelle International Holdings LimitedのExecutive Directorを兼務している事から、中国合併事業の更なる発展にご尽力頂く事を期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

フ
胡
シャオ
曉
リン
玲

再任

社外取締役

生年月日 1970年8月5日

所有する当社の株式の数 0株

取締役在任年数：8年9ヵ月

(本総会最終時)

取締役会への出席状況：15/15回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

1995年7月 Arthur Andersen & Co., Certified Public Accountants
 1999年5月 China International Capital Corporation Limited
 2002年8月 CDH Investments Management (Hong Kong) Limited, Managing Director
 2005年9月 Belle International Holdings Limited, Non-executive Director (現任)
 2013年8月 当社 社外取締役 (現任)
 2015年5月 Dali Foods Group Company Limited, Non-executive Director (現任)
 2019年6月 Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director (現任)
 2020年6月 CDH Investments Management (Xiamen) Limited, Managing Director (現任)
 2021年1月 Hangzhou Beika Industrial Co., Limited, Director (現任)

重要な兼職の状況

Belle International Holdings Limited, Non-executive Director
 Dali Foods Group Company Limited, Non-executive Director
 Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director
 CDH Investments Management (Xiamen) Limited, Managing Director
 Hangzhou Beika Industrial Co., Limited, Director

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

胡曉玲氏は、中国及びアジアにおいて、企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏には、当社の戦略的事業パートナーであるBelle International Holdings LimitedのNon-Executive Directorを兼務していることから、中国合併事業を始めグローバル経営にご尽力頂く事を期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

しの ざわ きょう すけ
篠 沢 恭 助

生年月日 1937年3月1日
取締役在任年数：13年1ヵ月
(本総会終結時)

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社の株式の数 0株

取締役会への出席状況：15/15回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

1960年4月 大蔵省(現 財務省) 入省
1995年5月 同省 事務次官
1998年5月 海外経済協力基金 総裁
1999年10月 国際協力銀行 副総裁
2001年6月 同行 総裁
2008年1月 財団法人資本市場研究会(現 公益財団法人資本市場研究会) 理事長
2009年4月 当社 社外取締役(現任)
2019年10月 公益財団法人資本市場研究会 顧問(現任)

重要な兼職の状況

公益財団法人資本市場研究会 顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

篠沢恭助氏は、大蔵省(現財務省)や国際金融にかかわる豊富な経歴によって培われた豊富な知識、経験と幅広い見識を有している事から、社外取締役として職務を遂行できると判断致します。

同氏には、当社の持続的成長と企業価値の向上のため、国内外の金融市場動向から経営全般にご提言頂く事を期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員になる事以外の方法で直接当社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として、職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。

同氏は、当社の指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。

候補者
番号

7

はま くに ひさ
濱 邦 久

再任

社外取締役

独立役員

生年月日 1934年12月2日

取締役在任年数：6年1ヵ月

(本総会終結時)

所有する当社の株式の数 0株

取締役会への出席状況：15/15回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

1959年4月 検事任官
 1991年12月 法務省刑事局長
 1993年12月 法務事務次官
 1996年1月 東京高等検察庁検事長
 1997年12月 弁護士登録
 1998年6月 株式会社ミロク情報サービス 社外監査役
 2001年8月 株式会社よみうりランド 社外監査役
 2002年6月 株式会社証券保管振替機構 社外取締役
 2006年12月 当社コンプライアンス委員会 委員長 (現任)
 2008年6月 有機合成薬品工業株式会社 社外監査役
 日東紡績株式会社 社外取締役
 2010年6月 鹿島建設株式会社 社外監査役
 2013年8月 当社 社外監査役
 2016年4月 当社 社外取締役 (現任)
 2016年6月 塩水港精糖株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

濱邦久氏は、法曹界及び法務行政における豊富な経験と幅広い見識、並びに、当社の社外監査役、コンプライアンス委員会委員長としての経験を有しております。

同氏には、当社の持続的成長と企業価値向上のため、主にリスク管理及びコンプライアンス分野を始めとした経営監督機能の強化のためにご尽力頂く事を期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員になる事以外の方法で直接当社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として、職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。

同氏は、当社の指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。

候補者
番号

8

チヨウ

張

オウ

桜

ナン

楠

再任

社外取締役

生年月日 1984年5月8日

取締役在任年数：3年（本総会終結時）

所有する当社の株式の数 0株

取締役会への出席状況：15/15回（100%）

略歴並びに当社における地位及び担当

2007年7月 BOC International (China) Limited, Senior Analyst
2010年5月 オリックス株式会社 入社
2010年7月 ORIX (China) Investment Company Limited, Investment Manager
2013年5月 ORIX Financial Services Hong Kong Limited, Vice President
2014年5月 ORIX Asia Capital Limited, Senior Vice President
2017年4月 同社 Executive Director
2019年5月 当社 社外取締役（現任）
2020年4月 ORIX Asia Capital Limited, Senior Executive Director（現任）
2022年3月 ORIX Asia Asset Management Limited, Chief Executive Officer（現任）

重要な兼職の状況

ORIX Asia Capital Limited, Senior Executive Director
ORIX Asia Asset Management Limited, Chief Executive Officer

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

張桜楠氏は、中国及びアジアにおける投資事業の豊富な経験と幅広い見識を有しております。
同氏には、当社の持続的成長と企業価値向上の観点から、当社のグローバル事業の発展にご尽力頂く事を期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 盛放氏は、当社の主要な株主であるMUTUAL CROWN LIMITEDを間接的に支配しているBelle International Holdings LimitedのExecutive Directorを兼務しております。また、同氏が代表取締役を務める巴羅克（上海）服飾有限公司は、当社の持分法適用会社であり、当社とブランド商標権の使用許諾に関する取引があります。
2. 胡曉玲氏は、当社の主要な株主であるCDH RUNWAY INVESTMENT (HK) LIMITEDを間接的に支配しているCDH Investments Management (Xiamen) LimitedのManaging Directorを兼務しております。
3. 張桜楠氏は、当社の主要な株主であるオリックス株式会社が間接的に支配しているORIX Asia Capital LimitedのSenior Executive Director及びORIX Asia Asset Management LimitedのChief Executive Officerを兼務しております。
4. その他の各候補者の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他の特別な利害関係はありません。
5. 当社は、定款第27条第2項において、取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、林信秀氏、盛放氏、胡曉玲氏、篠沢恭助氏、濱邦久氏及び張桜楠氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定です。
6. 林信秀氏、篠沢恭助氏及び濱邦久氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしています。
7. 林信秀氏は、当社の借入先である株式会社みずほ銀行の常任顧問を兼務しており、2019年3月まで同行の取締役会長を務めておりましたが、同行は当社のメインバンクではなく、同氏の独立性に問題はないものと判断しております。
8. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負う事又は当該責任の追及に係る請求を受ける事によって生ずる事のある損害が補填されています。なお、各候補者が取締役役に再任された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となり、2022年12月に当該保険契約を更新する予定であります。

ご参考

第2号議案が承認された場合の取締役の専門性と経験、期待される役割は、次の通りであります。

取締役名	役職	専門性と経験、期待される役割					
		企業経営	事業戦略・ ブランディング・ マーケティング	グローバル	財務・会計	ガバナンス・ リスク管理	その他事業知見
村井 博之	代表取締役社長 最高経営責任者	●	●	●	●	●	
深澤 哲人	取締役副社長	●	●	●	●	●	
林 信秀	社外取締役 (独立役員)	●		●	●	●	● 金融
盛 放	社外取締役	●	●	●	●	●	● 小売業界知見
胡 曉玲	社外取締役	●		●	●		● 事業投資
篠沢 恭助	社外取締役 (独立役員)			●	●		● 金融・税務
濱 邦久	社外取締役 (独立役員)					●	● 法務・ コンプライアンス
張 桜楠	社外取締役			●	●		● 事業投資

※各人に特に期待される項目を記載しています。

※各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

以 上

(提供書面)

事業報告〔2021年3月1日から〕
〔2022年2月28日まで〕

1. 当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が全国各地で度々発出された影響で、景気の落ち込みと持ち直しを繰り返しました。これに加えて、原材料価格の高騰や地政学的リスクの増大を主因とした原油価格や輸送費の上昇も懸念されるなど、依然として厳しい経営環境が継続しております。

当社グループの国内事業につきましては、上期までは外出自粛等の影響が及びましたが、第3四半期に入ると緊急事態宣言解除に伴う人流の回復がみられ、気温も低下し、業績は好調を示しました。その後、第4四半期に入り、オミクロン株の急拡大による影響はあったものの、当連結会計年度における国内売上は前年比、増加となりました。また、EC売上についても、SNSを活用したOMO施策の推進が奏功し、前年比110.6%と伸長しております。この結果、当連結会計年度における国内売上高及び国内売上総利益は前年を大きく上回りました。

また、全社で経費削減に継続して取り組む中、販売費及び一般管理費率が前年比で改善し、営業利益及び経常利益についても前年を大きく上回りました。

海外事業における米国事業に関しては、北米における富裕層向けのブランド認知も高まり、主力の高級日本製デニムの需要も依然強く、EC及び卸売（高級百貨店、セレクトショップ向け）を中心としたビジネスモデルの推進によって、米国事業は大きく伸長しました。また、戦略的事業パートナーであるBelle International Holdings Limited（以下、Belle社）との中国合弁事業は、上期に業績好調を示し、昨秋からの中国での新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、下期は行動制限等の影響を受けたものの、ECの伸長もあり、中国事業は前年比、大幅な増収増益となりました。

当連結会計年度末における店舗数につきましては、国内店舗数は367店舗（直営店278店舗、FC店89店舗）、同海外店舗数は6店舗（直営店4店舗）、合計373店舗になりました。また、Belle社との合弁会社が展開する中国小売事業の店舗数は332店舗になりました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては売上高591億39百万円（前連結会計年度比16.9%増）、営業利益27億52百万円（前連結会計年度比109.7%増）、経常利益28億46百万円（前連結会計年度比139.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益14億71百万円（前連結会計年度比291.6%増）となりました。

(国別売上高の状況)

国別の売上高及び構成比は以下の通りです。

国名	当連結会計年度		前連結会計年度比 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
日本	50,108	84.7	115.4
中国 (香港含む)	7,460	12.6	117.8
アメリカ	1,570	2.7	188.8
(合計)	59,139	100.0	116.9

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして実施した当社グループの設備投資の総額は984百万円であります。その主な内容は次の通りです。

新規出店に係る敷金・保証金	140百万円
新規出店・店舗改装に係る店舗設備関係投資	395百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、短期借入金3,000百万円を返済しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による不安定な経営環境に備え、金融機関より短期借入金2,000百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2019年2月期)	第21期 (2020年2月期)	第22期 (2021年2月期)	第23期 (当連結会計年度) (2022年2月期)
売 上 高 (百万円)	71,034	65,880	50,590	59,139
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,944	2,871	375	1,471
1株当たり当期純利益 (円)	81.42	79.22	10.44	40.87
総 資 産 (百万円)	40,715	38,282	38,343	38,632
純 資 産 (百万円)	20,365	21,492	20,911	22,437
1株当たり純資産額 (円)	530.41	562.48	536.18	562.36

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 第20期につきましては、事業年度の変更に伴い、2018年2月1日から2019年2月28日までの13ヶ月間となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当連結会計年度末における重要な子会社の状況は次の通りです。

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
BAROQUE HK LIMITED	257,000千香港ドル	100.0%	衣料品等の輸出入及び販売
巴洛克(上海)貿易有限公司	90,600千香港ドル	100.0% (100.0%)	業務受託
BAROQUE CHINA LIMITED	26,000千香港ドル	51.0% (51.0%)	中国事業にかかる投資会社
巴洛克(上海)企业发展有限公司	20,000千人民元	51.0% (51.0%)	衣料品等の仕入及び販売
FRAME LIMITED	1香港ドル	100.0% (100.0%)	事業の開発及び商標管理
BAROQUE USA LIMITED	2,900千ドル	100.0%	衣料品等の販売

(注) 当社の議決権比率欄の()内は、間接所有割合で内数です。

(4) 対処すべき課題

本年は中期経営計画の2年目に当り、当社グループとして、中期経営計画で掲げた目標の実現に向けて着実に施策を推進していく一年と位置付けております。事業面では、国内アパレル事業の絞り込みと体質強化、中国アパレル事業の着実な成長、新規事業の創出を重点課題として、引き続き取り組んで参ります。海外事業では中国事業に加えて、米国事業に関しても更なる拡大を目指した取り組みを更に強化致します。また、基盤面では、サステナビリティへの対応、事業を支える基盤の整備に注力して参ります。

① 国内アパレル事業の絞り込みと体質強化

- イ. 国内事業の重点戦略として絞り込みを掲げ、選択と集中に注力して参ります。店舗のスクラップ&ビルドを推進し、今後強化すべき分野に資源を集中投入致します。
- ロ. 国内事業における体質強化を推進し、更なる利益率の向上に取り組んで参ります。作り過ぎない事＝サステナブルとの認識の下、作り過ぎないものづくり体制の構築に取り組み、OMO強化を通じたビジネスの効率化と顧客利便性の向上の実現を目指して参ります。
- ハ. ブランド競争力の向上に関し、当社グループからの新たな「文化」の発信と、より豊かな人生の提案によって、ブランド価値・認知度の更なる向上を図って参ります。商品企画力の強化に取り組み、多機能素材を活用した商品強化も推進致します。

② 中国アパレル事業の着実な成長

中国アパレル事業においては、継続的な成長を維持しつつ、同時に事業運営体制の強化・再構築を図って参ります。今後も中国ではEC販売を一段と加速させつつ、実店舗に関しても年間20店舗程度の拡大を継続し、中国アパレル事業の着実な成長に向けた取り組みを強化致します。また、事業運営体制の強化に向けて、中国国内でのブランドポジション確立、利益率の向上、中国向け商品企画力の強化などの取組事項を引き続き推進して参ります。

③ 新規事業の創出

当社の強みを活かしつつ、サステナブルな社会の実現に寄与するという要件を満たす新規事業に、引き続き取り組んで参ります。当社の強みである販売力及び中国展開力を活用し、持続可能な新たな事業・コンテンツを創造・展開する事を目指します。また、時代の変化に合わせた新規ブランドの立ち上げにも取り組んで参ります。

④ サステナビリティへの対応

「廃棄ゼロ、焼却ゼロの実現に取り組む」を当社のサステナビリティ目標として掲げ、「地球環境を守るために当社ができる事」、「サステナビリティに貢献するきっかけの提供」、「皆がイキイキとした職場・挑戦できる会社」といった、環境・社会・人の3つの観点から施策を推進致します。また、当社のサステナブルな取り組みとは、環境配慮素材で服を作る事だけではなく、持続可能な社会、会社を作るための取り組みであると捉え、良い商品を適正量作り売り切る事で、無駄を作らず廃棄ゼロを目指す、作り過ぎないものづくりの実現を目指して参ります。全てのステークホルダーの方々に豊かで広がりのある未来を提供できるよう取り組みを進めて参ります。

⑤ 事業を支える基盤の整備

現下の厳しい市場環境でこそ、次の成長基盤となる投資は積極的に実施して参ります。OMO強化に向けた投資や新たなマーケティング機能の構築、基幹システムの更改などの投資を、今後の成長の準備として推進して参ります。また、原材料価格高騰、物流コスト増加といった状況を踏まえ、サプライチェーンマネジメントの更なる向上にも取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年2月28日現在）

当社グループは、当社及び当社の連結子会社6社で構成され、主に女性向けの衣料品等の製造小売事業（SPA（注））として、衣料品等の企画、販売並びに製造を主要な事業としております。

（注） Speciality store retailer of Private label Apparelの略

(6) 主要な営業所及び工場（2022年2月28日現在）

① 当社の事業所

本 社	東京都 目黒区
店 舗	278店（国内直営）

② 子会社の事業所

BAROQUE HK LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区
巴罗克（上海）貿易有限公司	中華人民共和国 上海市
BAROQUE CHINA LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区
巴罗克（上海）企业发展有限公司	中華人民共和国 上海市
FRAME LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区
BAROQUE USA LIMITED	アメリカ合衆国 デラウェア州

(7) 使用人の状況 (2022年2月28日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,502名	30名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,395名 (215名)	33名減 (26名増)	29.8歳	6年3ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除く。）であり、期間雇用者数（アルバイト社員）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 期間雇用者数の内訳は、アルバイト社員の最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。また、派遣社員を除いております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	4,000
株式会社みずほ銀行	3,000
株式会社三菱UFJ銀行	1,000

- (9) その他当社グループの現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年2月28日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 120,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 36,676,300株 |
| ③ 株 主 数 | 33,175名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
MUTUAL CROWN LIMITED	7,284,600 株	20.11 %
オリックス株式会社	6,815,600	18.81
CDH RUNWAY INVESTMENT (HK) LIMITED	5,242,900	14.47
村井資本株式会社	2,600,000	7.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,442,000	3.98
金 慶光	1,400,000	3.86
村井 博之	1,048,100	2.89
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	825,000	2.27
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	201,600	0.55
奈良 世輝	166,400	0.45

- (注) 1. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式（460,400株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しており、また、持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」により当該信託が保有する株式201,600株は含まれておりません。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村 井 博 之	最高経営責任者 BAROQUE HK LIMITED 取締役 Chairman 巴罗克(上海)貿易有限公司 代表取締役 BAROQUE CHINA LIMITED 取締役 Managing Director BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役 巴罗克(上海)服饰有限公司 取締役 巴罗克(上海)企业发展有限公司 代表取締役 FRAME LIMITED 取締役 Managing Director BAROQUE USA LIMITED 取締役
取締役副社長	深 澤 哲 人	第一ユニット長 BAROQUE USA LIMITED 取締役
取 締 役	林 信 秀	株式会社みずほ銀行 常任顧問 花王株式会社 社外取締役 株式会社JTB 社外監査役 東武鉄道株式会社 社外監査役
取 締 役	盛 放	Belle International Holdings Limited, Executive Director Smile Charity Foundation, Deputy Chairman BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役 巴罗克(上海)服饰有限公司 代表取締役 巴罗克(上海)企业发展有限公司 取締役 Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director Belle Fashion Group, Executive Director & CEO
取 締 役	胡 曉 玲	CDH Investments Management (Xiamen) Limited, Managing Director Belle International Holdings Limited, Non-executive Director Dali Foods Group Company Limited, Non-executive Director Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director Hangzhou Beika Industrial Co., Limited, Director
取 締 役	篠 沢 恭 助	公益財団法人資本市場研究会 顧問
取 締 役	瀨 邦 久	コンプライアンス委員会 委員長
取 締 役	張 桜 楠	ORIX Asia Capital Limited, Senior Executive Director

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	吉田芳樹	
常勤監査役	松田信一	
監査役	長安弘志	東西総合法律事務所 弁護士 住友理工株式会社 社外監査役
監査役	渡邊浩一郎	渡邊浩一郎公認会計士事務所 所長 株式会社タカラトミー 社外監査役 株式会社ジャムコ 社外監査役

- (注) 1. 取締役林信秀氏、盛放氏、胡曉玲氏、篠沢恭助氏、瀧邦久氏及び張桜楠氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役吉田芳樹氏、長安弘志氏及び渡邊浩一郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役である林信秀氏、篠沢恭助氏及び瀧邦久氏並びに社外監査役である吉田芳樹氏、長安弘志氏及び渡邊浩一郎氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届出ております。
4. 取締役盛放氏は、当社の主要な株主であるMUTUAL CROWN LIMITEDを間接的に支配しているBelle International Holdings LimitedのExecutive Directorを兼務しております。また、同氏が代表取締役を務める巴罗克（上海）服飾有限公司は、当社の持分法適用会社であり、当社との間で、当社ブランド商標権の使用許諾に関する取引があります。
5. 取締役胡曉玲氏は、当社の主要な株主であるCDH RUNWAY INVESTMENT (HK) LIMITEDを間接的に支配しているCDH Investments Management (Xiamen) LimitedのManaging Directorを兼務しております。
6. 取締役張桜楠氏は、当社の主要な株主であるオリックス株式会社が間接的に支配しているORIX Asia Capital LimitedのSenior Executive Directorを兼務しております。
7. 社外取締役及び社外監査役のその他の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他特別な利害関係はありません。
8. 監査役吉田芳樹氏は、長年企業において内部監査に従事しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負う事又は当該責任の追及に係る請求を受ける事によって生ずる事のある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に更新しております。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為である事を認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬等について、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、指名・報酬諮問委員会の意見を尊重し、各職責を踏まえた適正な水準をする事を基本方針とするものであります。

この基本方針に従い、当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を2021年2月17日に開催された取締役会において決議し定めております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動型株式報酬により構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う事としております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定致します。

当社は、業績連動型株式報酬として、役員報酬株式給付信託（BBT）を導入しております。取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与され、取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、原則としてポイント数に応じた株式の給付を受けます。給付する株式数は、ポイント付与日における役位に応じたポイントに評価対象期間における業績（株主との利害共有による企業価値の持続的な向上を目的としつつ、会社業績への影響の低さを考慮し、親会社株主に帰属する当期純利益を指標としております。）に応じたポイントに評価対象期間における業績評価係数を乗じたポイント累計数を算出し、1ポイント＝1株式として算出致します。

業務執行取締役の種類別の報酬割合の目安については、基本報酬と業績連動型株式報酬の構成割合を85：15としております。

当社は、当社全体の業績、各取締役の職責等を総合的に勘案してなされる取締役の個人別の報酬等の内容決定は、業務執行を統括する代表取締役社長による事が適していると考えており、取締役会の委任に基づき代表取締役社長最高経営責任者村井博之が、指名・報酬諮問委員会の意見を尊重し、その具体的内容を決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、その内容及び決定方法が決定方針と適合し、指名・報酬諮問委員会の意見が尊重され、これに基づき個別の報酬額が決定されており、決定方針に沿うものであると判断しております。

ii) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬については、2011年4月26日に開催された第12期定時株主総会において年額1,000百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。また、当該報酬とは別枠で、2017年4月26日に開催された第18期定時株主総会において、業績連動型株式報酬の株式数の上限を年72,000株以内（うち取締役分として31,000株、社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

監査役の報酬については、2009年4月28日に開催された第10期定時株主総会において年額50百万円以内にする事につき決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

iii) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		員数
		基本報酬	業績連動型株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	93百万円 (22百万円)	78百万円 (22百万円)	14百万円 (-)	5名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	33百万円 (19百万円)	33百万円 (19百万円)	-	4名 (3名)
合計 (うち社外役員)	127百万円 (42百万円)	112百万円 (42百万円)	14百万円 (-)	9名 (6名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 業績連動型株式報酬の額は、報酬の対象期間に応じて複数年にわたって費用を計上する株式報酬制度である役員報酬株式給付信託（BBT）の当事業年度の費用計上額であります。
 3. 業績連動型株式報酬は、親会社株主に帰属する当期純利益1,305百万円を業績評価の指標としており、当事業年度における実績は、1,471百万円です。
 4. 取締役のうち3名は無報酬であります。

⑤ 社外役員に関する事項
当事業年度における主な活動状況

		主な活動状況
取締役	林 信 秀	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、特にグローバル事業の発展及び財務業務戦略の観点から、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的立場で、必要な発言、助言を適宜行っております。
取締役	盛 放	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、特に中国合弁事業を始めとするグローバル経営に関して、企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識に基づく見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	胡 曉 玲	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、特に中国合弁事業を始めとするグローバル経営に関して、企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識に基づく見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	篠 沢 恭 助	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、特に国際金融・経済に関する専門的実務経験に基づき意見を述べるなど、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当社の任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員長として、客観的かつ中立的立場で、必要な発言、助言を適宜行っております。
取締役	濱 邦 久	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、特に法曹界及び法務行政における豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社のコンプライアンス体制やリスクマネジメントの観点から、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的立場で、必要な発言、助言を適宜行っております。更に、当社のコンプライアンス委員会の委員長として、コンプライアンス体制等に関する提言、助言を行っております。
取締役	張 桜 楠	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、特に中国及びアジアを始めとする投資事業での豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	吉 田 芳 樹	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、また、監査役会15回のうち全てに出席致しました。主に企業における内部監査並びに常勤監査役としての豊富な経験から意見を述べるなど、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、常勤監査役として、経営全般及び取締役の職務の執行について、必要な監査を行っております。
監査役	長 安 弘 志	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、また、監査役会15回のうち全てに出席致しました。主に弁護士としての法務的実務経験に基づき意見を述べるなど、当社の業務執行者からは独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス及び内部統制について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	渡 邊 浩一郎	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、また、監査役会15回のうち全てに出席致しました。主に公認会計士としての会計監査とアドバイザー業務の実務経験に基づき意見を述べるなど、当社の業務執行者からは独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス及び内部統制について適宜、必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	60百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会がPwCあらた有限責任監査法人の報酬等について同意した理由は、過年度の監査時間の実績及び監査報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積の算出根拠等を検討した結果であります。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、当社監査役会は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出致します。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制の概要】

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制
 - i) 当社及び当社子会社は、法令、定款及び社会規範遵守（コンプライアンス）が企業活動の基本原則であると認識し、取締役、執行役員と全使用人が一体となってその徹底を図る。
 - ii) 「コンプライアンス委員会」の定期的活動を通じ、コンプライアンス体制の確立・強化に取り組む。
 - iii) 外部法律事務所を委託先とする内部通報制度（ホットライン）により、不正行為等の早期発見を図る。
 - iv) 内部監査室によりコンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、監査結果を取締役に報告する。
 - v) 職務権限規程及び稟議規程に基づき職務執行する事で、取締役、執行役員並びに使用人間の適切な権限配分及び監査体制を構築する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会規程、執行役員規程、文書管理規程、会議体規程等に基づき、取締役会の議事と意思決定及び業務執行に関する情報の適切な保存と管理体制を構築する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) 取締役会は当社及び当社子会社のリスク管理を統括し、部門の責任者による会議等を通じて、経営に重大な影響を与える事態発生防止と、各部門のリスク管理を徹底する。
 - ii) 法務部門の体制を一層強化し、法律面からのリスク管理強化を図る。
 - iii) 危機管理規程等に基づき、重大なリスクが発現し全社の対応を要する場合は、対策本部を設置する等、迅速な対応を行う体制の構築を図る。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制
 - i) 取締役会による意思決定の迅速化のため、当社の取締役会の人数は最小限に抑えつつ、取締役会を機動的に開催する。
 - ii) 執行役員制度の活用により、業務執行に関する権限委譲を進め、当社の取締役会による経営監督機能を強化する。
 - iii) 取締役会及び執行役員会のほか、部門の責任者による会議を開催し、当社及び当社子会社の迅速な意思決定と必要な情報の共有を図る体制をとる。
 - iv) その他業務の合理化、電子化に向けた取り組みにより職務の効率性の確保を図る体制の整備を行う。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - i) 当社は関係会社管理規程に基づき、当社子会社の管理を実施する。
 - ii) 当社の内部監査室により、当社及び当社子会社の監査を実施する

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i) 当社の監査役の職務の補助については、必要に応じ当社の内部監査部門の使用人が対応する。
 - ii) 当該使用人の人事評価、懲戒処分については、当社の監査役が行う。
 - iii) 当社の監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、執行役員等の指揮命令を受けないものとする。
 - iv) 当社の取締役は、当該使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ⑦ 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人が、当社の監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告した者が当該報告した事を理由として不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制
- i) 当社の監査役は、当社の取締役会及び会社の重要会議等に出席し、また随時取締役とのミーティングを持ち、当社及び当社子会社に関する重要な報告及び情報提供を受ける。
 - ii) 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に対して、全社的な重要事項、コンプライアンスの状況、内部監査の内容、内部通報の内容、その他監査役が必要と判断する事項について、遅滞なく情報提供を行う。当社は、当該情報を当社の監査役へ提供した者に対して、その提供を行った事を理由として不利益な取扱を行う事を禁止する。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務につき、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当社監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i) 監査役監査基準等に基づき、監査役の監査体制を強化する。
 - ii) 監査役は、監査役監査基準及び内部監査規程等に基づき、内部監査室及び会計監査人と連携して、実効的な監査を行う。
 - iii) 取締役会は、監査役が必要に応じて、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家に助言を求める環境を整備する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更に反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらの係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない方針を堅持する。
- ⑪ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- 当社及び当社子会社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに基づき、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

① コンプライアンス体制

当社は、社外有識者及び当社取締役をメンバーとしたコンプライアンス委員会を設置しており、原則、月1回開催し、コンプライアンス推進に関する活動並びに問題の把握及び改善を行っております。当事業年度においては、個人及び組織のコンプライアンスに対する意識向上のため、eラーニングによる教育を定期的実施し、その他、内部通報制度の社内周知や、当事業に関連する下請法及びハラスメント防止等の社内セミナーの実施を行っております。

② 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会は15回開催され、重要事項の決定等を行い、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように監督を行いました。また、執行役員会及び事業部長会等を通じて、業務の適正性、効率性を確保しております。

③ リスク管理体制

当社及び当社子会社の経営に重大な影響を与える緊急事態の発生に際し、速やかにその状況を把握し、迅速かつ適切な対処によって、経営への影響を最小限に食い止める事を目的として「危機管理規程」を定めております。同規程では、緊急事態への対応の基本方針を定め、必要に応じて社長を本部長とする対策本部が設置されます。対策本部では、情報収集、緊急措置の決定、指示、原因究明のための調査、対策の基本方針の決定等がなされ、再発防止策等の実施を確認した後に解散されます。また、報道機関等への対応については、管理本部長及び人事総務部長を窓口として、適切な情報管理と情報発信にあたる事としております。

④ 関係会社管理

当社は、「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、当社関係会社に対する重要事項について、当社が決裁し、又は当社関係会社より報告を受けております。

取締役会においては、当社グループの月次業績が報告され、当社グループの経営目標の進捗状況、経営課題及びその対応策について確認をしております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役は、監査役会が決定した年間の監査方針及び監査計画に基づき、監査役会を開催し、取締役会のほか、執行役員会・コンプライアンス委員会等の重要会議に出席するとともに、当社執行役員から業績、事業の運営状況及び内部統制の整備等の報告を受ける事等により、監査の実効性を高めております。

監査役は、当社内部監査室及び会計監査人と定期的に連絡会を開催し、情報共有及び意見交換を行う等の連携を図り、効率的な監査を実施しております。代表取締役社長と監査役の間での意見交換会を定期的で開催しております。

【コーポレートガバナンスに関する事項】

① 指名・報酬諮問委員会の設置

当社は指名・報酬諮問委員会を設置し、内規にて、委員3名以上で構成し過半数を独立社外取締役とする事を定め、委員会の独立性を担保しております。

指名・報酬諮問委員会は、取締役及び執行役員の指名・報酬に係る取締役会の機能の客観性と透明性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図る事を目的としており、主に以下の事項について取締役会の諮問に応じて審議を行い、取締役会へ意見具申を行っております。

- i) 取締役の選任又は解任に関する株主総会付議議案の原案の審議
- ii) 取締役会に付議する代表取締役、役付取締役及び執行役員（以下、取締役等といいます。）の選定、解職、職務分担の原案の審議
- iii) 取締役等業績評価の審議
- iv) 取締役等の選定方針・手続の審議
- v) 取締役会全体としての多様性及び規模に関する考え方の審議
- vi) 後継者計画の審議
- vii) 独立社外取締役の独立性判断基準の審議
- viii) 取締役の報酬に関する株主総会付議議案の原案の審議
- ix) 取締役等の個人別報酬額（算定方法を含む）の原案の審議
- x) 取締役等の報酬の構成を含む方針・手続の審議
- xi) 取締役会の実効性評価に関する事項
- xii) その他コーポレートガバナンスに関する事項

② 取締役会の実効性評価

当社は、年に1回取締役会の実効性評価を実施する事としております。2021年2月期に実施した当該実効性評価の詳細は以下の通りです。

i) 評価の方法について

全ての取締役・監査役に対しアンケートを実施し、回答結果を集計・分析の上、取締役会にて当社取締役会の強み及び課題について議論を実施し、実効性について評価しました。なお、アンケートの集計・分析については、外部機関を活用する事で透明性及び実効性を確保しております。

アンケート項目は以下7項目です。

- ・取締役会の役割・機能
- ・取締役会の構成・規模
- ・取締役会の運営
- ・監査機関との連携
- ・経営陣とのコミュニケーション
- ・株主・投資家との関係
- ・前年比ガバナンス体制の進展

ii) 取締役会の実効性に関する分析・評価の結果

当社取締役会は、コーポレートガバナンス・コードにおいて要請されている事項を踏まえ、実効性が確保されていると評価致しました。

特に、当社取締役会の役割に照らし取締役会が適正なバランスで構成されている事や、運営面における開催頻度及び議題が適切であり、自由闊達な意見交換がなされている点が強みであると認識しております。

他方、後継者計画を含む指名・報酬に関する議論や当社取締役会に求められるスキルの継続的な検証については、当社取締役会の課題であると考え、更なる向上に取り組む方向で議論を実施致しました。

iii) 今後の対応

当社は、2020年10月に社外取締役を中心に構成される任意の指名・報酬諮問委員会を設置致しました。今後、取締役会や指名・報酬諮問委員会において優先順位をつけ、後継者計画を含む指名・報酬の議論や取締役会のスキルに関する議論を進め、取締役会の実効性向上とコーポレートガバナンスの高度化に取り組んで参ります。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施する事を基本方針としています。今後も、中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入する事により持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めて参ります。

また、当社は配当性向30%~40%の安定配当を基本方針としております。引き続き事業の拡大発展を目指すための内部留保の充実、並びに業界における環境の変化や企業間競争の激化に対応できる企業体質の強化を図って参ります。

なお、当期の期末配当金につきましては、1株につき38円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	29,846	I 流動負債	11,313
現金及び預金	15,010	支払手形	57
受取手形及び売掛金	8,869	買掛金	3,272
商品	5,550	短期借入金	2,000
貯蔵品	71	1年内返済予定長期借入金	3,000
その他	343	未払金	1,131
		未払費用	483
II 固定資産	8,785	未払法人税等	809
1 有形固定資産	1,496	賞与引当金	293
建物及び構築物	1,055	資産除去債務	18
土地	350	預り保証金	5
建設仮勘定	12	その他	242
その他	78		
2 無形固定資産	970	II 固定負債	4,881
ソフトウェア	568	長期借入金	3,000
その他	402	退職給付に係る負債	20
3 投資その他の資産	6,318	資産除去債務	1,106
投資有価証券	1,603	長期未払金	7
敷金保証金	3,159	預り保証金	488
繰延税金資産	1,503	繰延税金負債	74
その他	52	役員株式給付引当金	182
		その他	2
		負債合計	16,194
		(純資産の部)	
		I 株主資本	19,793
		1 資本金	8,258
		2 資本剰余金	8,059
		3 利益剰余金	4,168
		4 自己株式	△692
		II その他の包括利益累計額	459
		1 為替換算調整勘定	459
		III 非支配株主持分	2,184
		純資産合計	22,437
資産合計	38,632	負債・純資産合計	38,632

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔2021年3月1日から
2022年2月28日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		59,139
売上原価		26,358
売上総利益		32,781
販売費及び一般管理費		30,028
営業利益		2,752
営業外収益		
受取利息	7	
受取賃借料	14	
受取入金	61	
補助金収入	64	
為替差益	216	
その他	29	393
営業外費用		
支払利息	31	
支払手数料	13	
固定資産除却損	29	
持分法による投資損失	142	
解約違約金	64	
その他	18	299
経常利益		2,846
特別利益		
雇用調整助成金	100	100
特別損失		
店舗臨時休業による損失	106	
減損損失	265	372
税金等調整前当期純利益		2,574
法人税、住民税及び事業税	852	
法人税等還付税額	△1	
法人税等調整額	△70	780
当期純利益		1,793
非支配株主に帰属する当期純利益		321
親会社株主に帰属する当期純利益		1,471

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔2021年3月1日から
2022年2月28日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年3月1日残高	8,258	8,059	3,855	△692	19,480
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△1,158	-	△1,158
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,471	-	1,471
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	313	-	313
2022年2月28日残高	8,258	8,059	4,168	△692	19,793

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
2021年3月1日残高	△170	△170	1,601	20,911
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△1,158
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	1,471
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	630	630	582	1,212
連結会計年度中の変動額合計	630	630	582	1,525
2022年2月28日残高	459	459	2,184	22,437

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表
(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	21,864	I 流動負債	9,312
現金及び預金	13,493	支払手形	57
売掛金	2,859	買掛金	1,829
商貯蔵品	5,071	短期借入金	2,000
前払費用	71	1年内返済予定長期借入金	3,000
その他の	161	未払金	960
	207	未払費用	480
		未払法人税等	430
II 固定資産	10,774	前受金	74
1 有形固定資産	1,467	賞与引当金	293
建物及び構築物	1,047	資産除去債務	18
工具器具備品	55	預り保証金	5
土地	350	その他の	163
建設仮勘定	12		
その他の	2	II 固定負債	4,793
2 無形固定資産	970	長期借入金	3,000
ソフトウェア	568	退職給付引当金	20
その他の	402	資産除去債務	1,092
3 投資その他の資産	8,336	長期未払金	7
関係会社株式	3,379	預り保証金	488
敷金保証金	3,073	役員株式給付引当金	182
長期貸付金	450	その他の	2
長期前払費用	51	負債合計	14,106
繰延税金資産	1,380	(純資産の部)	
資産合計	32,638	I 株主資本	18,532
		1 資本金	8,258
		2 資本剰余金	8,059
		(1) 資本準備金	8,055
		(2) その他資本剰余金	3
		3 利益剰余金	2,907
		(1) その他利益剰余金	2,907
		繰越利益剰余金	2,907
		4 自己株式	△692
		純資産合計	18,532
		負債・純資産合計	32,638

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔2021年3月1日から
2022年2月28日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		51,761
売 上 原 価		21,321
売 上 総 利 益		30,439
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		28,635
営 業 利 益		1,804
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9	
為 替 差 益	73	
受 取 賃 貸 料	14	
助 成 金 収 入	61	
そ の 他	25	182
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	31	
支 払 手 数 料	7	
固 定 資 産 除 却 損	29	
解 約 違 約 金	21	
そ の 他	11	101
経 常 利 益		1,885
特 別 利 益		
雇 用 調 整 助 成 金	100	100
特 別 損 失		
店 舗 臨 時 休 業 に よ る 損 失	106	
減 損 損 失	259	366
税 引 前 当 期 純 利 益		1,619
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	528	
法 人 税 等 還 付 税 額	△1	
法 人 税 等 調 整 額	△50	475
当 期 純 利 益		1,143

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔2021年3月1日から〕
〔2022年2月28日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
2021年3月1日残高	8,258	8,055	3	2,922	△692	18,547	18,547
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△1,158	-	△1,158	△1,158
当期純利益	-	-	-	1,143	-	1,143	1,143
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△15	-	△15	△15
2022年2月28日残高	8,258	8,055	3	2,907	△692	18,532	18,532

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月22日

株式会社バロックジャパンリミテッド
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸田 栄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関根 和昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バロックジャパンリミテッドの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バロックジャパンリミテッド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月22日

株式会社バロックジャパンリミテッド
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸田 栄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関根 和昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バロックジャパンリミテッドの2021年3月1日から2022年2月28日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる事を確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月22日

株式会社バロックジャパンリミテッド 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	吉田 芳 樹	Ⓔ
常勤監査役	松田 信 一	Ⓔ
監査役（社外監査役）	長安 弘 志	Ⓔ
監査役（社外監査役）	渡邊 浩一郎	Ⓔ

(注) 常勤監査役吉田芳樹、監査役長安弘志及び監査役渡邊浩一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

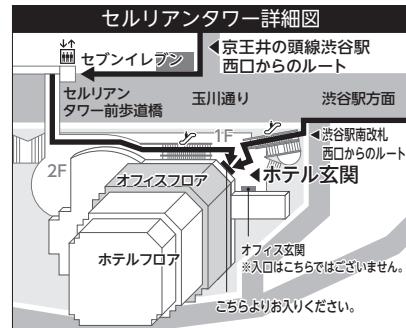
株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区桜丘町26番1号
 セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム
 TEL 03-3476-3000 (ホテル代表番号)



交通 J R 山手線・埼京線・湘南新宿ライン
 東急電鉄 東急東横線・田園都市線
 東京メトロ 銀座線・半蔵門線・副都心線
 京王電鉄 井の頭線
 各「渋谷駅」より徒歩5分

- ◎ 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 渋谷駅の大規模工事に伴い、JR渋谷駅西口歩道橋の導線が変更となる可能性があります。ご不便をおかけしますが歩道橋上の案内板等を適宜、ご確認頂きますよう、お願い致します。



株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

